

東京都グリーン水素トライアル取引 令和7年度第1回実施規程からの変更点

令和7年度第2回	令和7年度第1回
(目的) 第1条 (略)	(目的) 第1条 (略)
(定義) 第2条 (略)	(定義) 第2条 (略)
(入札参加資格) 第3条 本事業の入札に参加できる者は、供給者として入札に参加する場合は第1号及び第3号、利用者として入札に参加する場合は第2号及び第3号に掲げる要件を満たす者とする。 (1) 供給者の要件 a 本規程の別紙1で指定するトレーラー及びカードルの規格に準拠した容器での出荷が可能であること b グリーン水素の規格を満たす証明書を提出すること c 適格請求書発行事業者（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第7号の2に定める適格請求書発行事業者をいう。）であること d 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）及び消防法（昭和23年法律第186号）に基づく高圧ガス製造許可及び届出、又は高圧ガス保安法に基づく販売事業届出が済んでいること e <u>都内の利用者に対して安定的かつ経済的にグリーン水素を輸送するにあたって大きな障害がないと認められること</u> (2) (略) (3) (略)	(入札参加資格) 第3条 本事業の入札に参加できる者は、供給者として入札に参加する場合は第1号及び第3号、利用者として入札に参加する場合は第2号及び第3号に掲げる要件を満たす者とする。 (1) 供給者の要件 a 本規程の別紙1で指定するトレーラー及びカードルの規格に準拠した容器での出荷が可能であること b グリーン水素の規格を満たす証明書を提出すること c 適格請求書発行事業者（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第7号の2に定める適格請求書発行事業者をいう。）であること d 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）及び消防法（昭和23年法律第186号）に基づく高圧ガス製造許可及び届出、又は高圧ガス保安法に基づく販売事業届出が済んでいること (2) (略) (3) (略)
(入札期間) 第4条 本事業における入札は、供給者・利用者それぞれにおいて次の各号の期間に実施する。 (1) 供給者 <u>2025年9月19日午前9時から午後5時まで</u> (2) 利用者 <u>2025年10月3日午前9時から午後5時まで</u>	(入札期間) 第4条 本事業における入札は、供給者・利用者それぞれにおいて次の各号の期間に実施する。 (3) 供給者 2025年5月14日午前9時から午後5時まで (4) 利用者 2025年5月30日午前9時から午後5時まで
(輸送対象期間) 第5条 本事業の入札における輸送対象期間は <u>2025年11月1日から2026年2月</u>	(輸送対象期間) 第5条 本事業の入札における輸送対象期間は 2025年7月1日から 2025年9月

東京都グリーン水素トライアル取引 令和7年度第1回実施規程からの変更点

<p><u>28日まで</u>とする。<u>本事業の水素輸送は、この期間内において、第11条に定める輸送の調整及び輸送契約等により決定する期日において実施する。</u></p> <p>(入札実施区分) 第6条 (略)</p> <p>(入札参加の申込み)</p> <p>第7条 入札への参加を希望する者は、供給者・利用者それぞれにおいて、次の各号に定める期間において、所定の登録申込書及び添付書類を事業実施者に対し提出して参加を申し込むものとする。</p> <p>(1) 供給者 <u>2025年9月8日午後2時から2025年9月17日午後5時まで</u> (2) 利用者 <u>2025年9月8日午後2時から2025年10月1日午後5時まで</u></p> <p><u>2 事業実施者は前項に定める登録申込書及び添付書類を精査し、必要に応じて申込みを行った者に内容の確認を行い、第3条に定める要件を満たさないと認められる場合、当該申込者の入札を認めないことができる。</u></p> <p>(入札方法)</p> <p>第8条 事業実施者は、前条の規定に基づき参加の申込みを行った者（以下「入札申込者」という。）のうち、第3条に定める要件を満たす者に対して入札方法を通知する。この場合において、利用者として入札への参加を希望する者に対する入札方法の通知については、次条第1項の規定により供給側落札者が決定した後に行うものとし、入札方法と合わせて、供給側落札者名及び当該供給側落札者が提示した次項第1号bの週当たりの最大数量等を通知する。なお、通知を受けた者は、供給側落札者名等の情報を公表又は第三者に伝達してはならない。</p> <p>2 入札申込者は、トレーラー輸送コースとカーボル輸送コースの各区分について、事業実施者が指定するウェブフォームにて、供給者及び利用者ごとに以下の情報を示すことにより入札することができる。<u>なお、売却単価については出荷に係る経費までを含むものとする。</u></p> <p>(1) 供給者</p> <ul style="list-style-type: none">a 売却単価（円/Nm³単価）b 指定する期間において、輸送可能な週当たりの最大数量c 受渡し可能な日	<p>30日までとする。</p> <p>(入札実施区分) 第6条 (略)</p> <p>(入札参加の申込み)</p> <p>第7条 入札への参加を希望する者は、供給者・利用者それぞれにおいて、次の各号に定める期間において、所定の登録申込書及び添付書類を事業実施者に対し提出して参加を申し込むものとする。</p> <p>(1) 供給者 2025年4月30日午後2時から2025年5月12日午後5時まで (2) 利用者 2025年4月30日午後2時から2025年5月28日午後5時まで</p> <p>(入札方法)</p> <p>第8条 事業実施者は、前条の規定に基づき参加の申込みを行った者（以下「入札申込者」という。）のうち、第3条に定める要件を満たす者に対して入札方法を通知する。この場合において、利用者として入札への参加を希望する者に対する入札方法の通知については、次条第1項の規定により供給側落札者が決定した後に行うものとし、入札方法と合わせて、供給側落札者名及び当該供給側落札者が提示した次項第1号bの週当たりの最大数量等を通知する。なお、通知を受けた者は、供給側落札者名等の情報を公表又は第三者に伝達してはならない。</p> <p>2 入札申込者は、トレーラー輸送コースとカーボル輸送コースの各区分について、事業実施者が指定するウェブフォームにて、供給者及び利用者ごとに以下の情報を示すことにより入札することができる。</p> <p>(1) 供給者</p> <ul style="list-style-type: none">a 売却単価（円/Nm³単価）b 指定する期間において、輸送可能な週当たりの最大数量c 受渡し可能な日
---	---

東京都グリーン水素トライアル取引 令和7年度第1回実施規程からの変更点

<p>d 出荷地点</p> <p>e <u>第9条第1項第1号に定める供給側落札単価の上限を超える売却単価を提示する場合はその理由</u></p> <p>(2) 利用者</p> <p>e 購入単価 (円/Nm³単価)</p> <p>f 希望購入数量</p> <p>g 受取り希望日</p> <p>h 受取地点</p> <p>3 (略)</p> <p>(落札者の決定及び通知)</p> <p>第9条 事業実施者は、供給者及び利用者ごとに、それぞれの入札期間の終了後速やかに、入札対象とする入札実施区分ごとに次の手順で落札内容を決定する。</p> <p>(1) 供給者における入札の開札においては、一番低い売却単価を提示した入札者を供給側落札者とし、当該供給側落札者が提示した売却単価を供給側落札単価とする。<u>ただし、入札実施区分ごとに別紙1に記載する供給側落札単価の上限を超える売却単価を提示した入札については、当該入札単価に係る前条第2項第1号eによる理由が合理的であると事業実施者が認めない場合、落札から除外する。</u>なお、事業実施者は一番低い売却単価を提示した入札者以外にも落札者を選定する場合がある。</p> <p>(2) 利用者における入札の開札においては、一番高い購入単価を提示した入札者を利用側落札者とし、当該利用側落札者が提示した購入単価を利用側落札単価とし、第1号において決定した供給側落札者が提示した指定する期間に輸送可能な最大数量及び決定した利用側落札者が提示した希望購入数量のうちいずれか小さい数量を落札数量とする。ただし、事業実施者は<u>入札実施区分ごとに利用側落札単価の下限を定めなければならないこととし、当該単価を下回る購入単価を提示した入札は落札から除外する。</u>また、事業実施者は一番高い購入単価を提示した入札者以外にも落札者を選定する場合がある。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>d 出荷地点</p> <p>(2) 利用者</p> <p>e 購入単価 (円/Nm³単価)</p> <p>f 希望購入数量</p> <p>g 受取り希望日</p> <p>h 受取地点</p> <p>3 (略)</p> <p>(落札者の決定及び通知)</p> <p>第9条 事業実施者は、供給者及び利用者ごとに、それぞれの入札期間の終了後速やかに、入札対象とする入札実施区分ごとに次の手順で落札内容を決定する。</p> <p>(1) 供給者における入札の開札においては、一番低い売却単価を提示した入札者を供給側落札者とし、当該供給側落札者が提示した売却単価を供給側落札単価とする。ただし、事業実施者は供給側落札単価の上限を定めることができることとし、当該単価を超える売却単価を提示した入札は落札から除外する。また、事業実施者は一番低い売却単価を提示した入札者以外にも落札者を選定する場合がある。</p> <p>(2) 利用者における入札の開札においては、一番高い購入単価を提示した入札者を利用側落札者とし、当該利用側落札者が提示した購入単価を利用側落札単価とし、第1号において決定した供給側落札者が提示した指定する期間に輸送可能な最大数量及び決定した利用側落札者が提示した希望購入数量のうちいずれか小さい数量を落札数量とする。ただし、事業実施者は利用側落札単価の下限を定めなければならないこととし、当該単価を下回る購入単価を提示した入札は落札から除外する。また、事業実施者は一番高い購入単価を提示した入札者以外にも落札者を選定する場合がある。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

東京都グリーン水素トライアル取引 令和7年度第1回実施規程からの変更点

<p>(売買契約) 第10条 (略)</p> <p>(輸送の調整及び輸送契約等) 第11条 (略)</p> <p>(供給側次順位落札者) 第12条 (略)</p> <p>(利用側次順位落札者) 第13条 (略)</p> <p>(売買契約における契約単価) 第14条 (略)</p> <p>(落札者の義務) 第15条 供給側落札者は、別紙1に記載する各入札実施区分における条件及び第11条第3項（第12条第4項又は第13条第4項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）に定める輸送契約で定められた条件に従い、利用側落札者に対してグリーン水素を供給しなければならない。 2 利用側落札者は、別紙1に記載する各入札実施区分における条件に従って水素を受入れなければならない。 <u>3 利用側落札者は、本事業を通じて購入したグリーン水素について、水素の最終消費地のうち一部が必ず東京都内を含むものとしなければならない。この要件が確認できない場合において、事業実施者は当該利用側落札者の次回入札への参加を認めないことができる。</u> <u>4 落札者は本事業への参加に際して問題が発生した場合には、事業実施者に通知しなければならない。</u> <u>5 事業実施者は、落札者に対して、入札価格の考え方や水素の活用実態について情報の提供を求めることができる。</u> (使用量の算定) 第16条 (略)</p>	<p>(売買契約) 第10条 (略)</p> <p>(輸送の調整及び輸送契約等) 第11条 (略)</p> <p>(供給側次順位落札者) 第12条 (略)</p> <p>(利用側次順位落札者) 第13条 (略)</p> <p>(売買契約における契約単価) 第14条 (略)</p> <p>(落札者の義務) 第15条 供給側落札者は、別紙1に記載する各入札実施区分における条件及び第11条第3項（第12条第4項又は第13条第4項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）に定める輸送契約で定められた条件に従い、利用側落札者に対してグリーン水素を供給しなければならない。 2 利用側落札者は、別紙1に記載する各入札実施区分における条件に従って水素を受入れなければならない。 3 落札者は本事業への参加に際して問題が発生した場合には、事業実施者に通知しなければならない。 (使用量の算定) 第16条 (略)</p>
--	---

東京都グリーン水素トライアル取引 令和7年度第1回実施規程からの変更点

(精算) 第17条 (略)	(精算) 第17条 (略)
(価格差支援) 第18条 (略)	(価格差支援) 第18条 (略)
(入札禁止等) 第19条 (略)	(入札禁止等) 第19条 (略)
(入札禁止等による売買契約の解除) 第20条 (略)	(入札禁止等による売買契約の解除) 第20条 (略)
(個人情報及び取引情報の取扱い) 第21条 (略)	(個人情報及び取引情報の取扱い) 第21条 (略)
(入札結果の公表) 第22条 (略)	(入札結果の公表) 第22条 (略)
(所有権及び危険負担) 第23条 (略)	(所有権及び危険負担) 第23条 (略)
(紛争処理) 第24条 (略)	(紛争処理) 第24条 (略)
(不可抗力) 第25条 (略)	(不可抗力) 第25条 (略)
(損害賠償) 第26条 (略)	(損害賠償) 第26条 (略)
(管轄裁判所) 第27条 (略)	(管轄裁判所) 第27条 (略)

東京都グリーン水素トライアル取引 令和7年度第1回実施規程からの変更点

(準拠法)

第28条 (略)

(解釈の疑義)

第29条 (略)

別紙1 入札実施区分

区分	条件
①トレーラー輸送コース	<ul style="list-style-type: none"> トレーラーは一基 2,484Nm³ (2,800 Sm³) <u>供給側落札単価は 280 円／Nm³ (前回トライアル取引における供給側落札単価) を上限とする</u> 供給者においては毎週輸送可能であること 利用者においては毎週受入可能であること <u>(特段の事情がある場合、事業実施者が認める期間、週1回未満の受入も可能)</u> 輸送スケジュールについては落札者決定後に供給側落札者、利用側落札者及び事業実施者が指定する輸送事業者の間で調整のうえ決定 トレーラーは定期輸送で入れ替え 各輸送におけるトレーラーの返却期限は、輸送調整時に供給側落札者、利用側落札者及び輸送事業者にて調整 トレーラーの最終返却期限は <u>2026年2月28日</u> トレーラー返却時に 1 MPa 以上は残して返却 利用側落札者の受取地点において、トレーラー到着時及び返却時にトレーラー内のグリーン水素量を測定（トレーラー内の水素の温度と圧力を元に計算）し、合計使用量に基づいて精算 利用者は、1回の水素輸送につき、<u>80,000 円 (税抜)</u> を輸送事業者に支払い（輸送開始前に利用者側の受取地点にて、接続等の確認を行う場合においても1回の水素輸送とみなす）

(準拠法)

第28条 (略)

(解釈の疑義)

第29条 (略)

別紙1 入札実施区分

区分	条件
①トレーラー輸送コース	<ul style="list-style-type: none"> トレーラーは一基 2,484Nm³ (2,800 Sm³) 供給者においては毎週輸送可能であること 利用者においては毎週受入可能であること 輸送スケジュールについては落札者決定後に落札者である供給者、落札者である利用者及び事業実施者が指定する輸送事業者の間で調整のうえ決定 トレーラーは定期輸送で入れ替え 各輸送におけるトレーラーの返却期限は、輸送調整時に供給側落札者、利用側落札者及び輸送事業者にて調整 トレーラーの最終返却期限は 2025年9月30日 トレーラー返却時に 1 MPa 以上は残して返却 利用側落札者の受取地点において、トレーラー到着時及び返却時にトレーラー内のグリーン水素量を測定（トレーラー内の水素の温度と圧力を元に計算）し、合計使用量に基づいて精算 利用者は、1回の水素輸送につき、45,000 円 (税込) を輸送事業者に支払い（輸送開始前に利用者側の受取地点にて、接続等の確認を行う場合においても1回の水素輸送とみなす）

東京都グリーン水素トライアル取引 令和7年度第1回実施規程からの変更点

②カードル輸送コース	<ul style="list-style-type: none"> カードルは一基 263 N m^3 (296 S m^3) <u>供給側落札単価は 355 円/N m^3 (前回トライアル取引における供給側落札単価) を上限とする</u> 供給者においては毎週輸送可能であること 輸送スケジュールについては落札者決定後に落札者である供給者、落札者である利用者及び事業実施者が指定する輸送事業者との間で調整のうえ決定 カードルを返送時に 1 MP a 以上残す (正味の使用可能量は 248 N m^3 (279 S m^3) ($\text{at}35^\circ\text{C}$) 程度) カードル一基につき 248 N m^3 (279 S m^3) を利用量として精算 (カードル到着時及び返却時におけるグリーン水素量の測定は行わない) カードルは輸送から 1か月以内又は <u>2026年2月28日</u> のうち早いタイミングで返却 利用者は、1回の水素輸送につき、<u>55,000円(税抜)</u>を輸送事業者に支払い 	②カードル輸送コース	<ul style="list-style-type: none"> カードルは一基 263 N m^3 (296 S m^3) 供給者においては毎週輸送可能であること 輸送スケジュールについては落札者決定後に落札者である供給者、落札者である利用者及び事業実施者が指定する輸送事業者との間で調整のうえ決定 カードルを返送時に 1 MP a 以上残す (正味の使用可能量は 248 N m^3 (279 S m^3) ($\text{at}35^\circ\text{C}$) 程度) カードル一基につき 248 N m^3 (279 S m^3) を利用量として精算 (カードル到着時及び返却時におけるグリーン水素量の測定は行わない) カードルは輸送から 1か月以内又は <u>2025年9月30日</u> のうち早いタイミングで返却 利用者は、1回の水素輸送につき、<u>35,000円(税込)</u>を輸送事業者に支払い
------------	---	------------	--